

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、警戒度移行及びまん延防止等の対応については、8月6日(金)で通知させていただいております。今般、8月20日(金)から9月12日(日)までの間、本県を含む7府県が新たに緊急事態宣言の対象地域に追加されたことから、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

つきましては、8月20日(金)以降のスポーツ少年団活動については下記のとおりとなりますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○緊急事態宣言対象期間の少年団活動は休止とする。

9月13日(月)以降の活動は、感染状況を見極めた上で慎重に判断し、改めて通知する。

なお、引き続き全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は認める。

○全国大会、関東大会及びその予選会等への参加するための活動については、感染防止対策を徹底した上で、必ず保護者の同意を得たうえで必要最低限の活動を認める。

ただし、活動を担当する指導者のみで実施を判断するのではなく、団として責任を持ってその必要性を協議し慎重に判断する。

令和3年8月18日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨